樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令案の概要

１　現行制度の概要

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「国有林管理経営法」という。）第８条の５においては、農林水産大臣は、民間事業者に、国有林野の一定区域である樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（樹木採取権）を設定することができることとされており、同法第８条の 15 において、樹木採取権は、物権とみなし、不動産に関する規定を準用することとされている。

このため、同法第８条の 20 において、樹木採取権の性質上必要な部分について不動産登記制度と同様のものとして、樹木採取権及び樹木採取権を目的とする抵当権に係る登録制度が設けられており、同条第６項の委任を受け、樹木採取権登録令（令和元年政令第 148 号。以下「登録令」という。）が制定されている。また、同令の委任を受け、樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第 49 号。以下「登録規則」という。）が制定されている。

登録令は、樹木採取権の性質上必要な部分について不動産登記制度と同様の制度を定めるものであることから、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。以下「登記法」という。）と同様の規定が措置されており、登録規則には、不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号。以下「登記令」という。）及び不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「登記規則」という。）と同様の規定が措置されている。

２　改正の必要性

民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 24 号。以下「改正法」という。）において登記法が一部改正され、登記義務者の所在が知れない場合等における登記手続の簡略化等の規定が措置されたことを受け、登録令にも同様の内容を措置するため、樹木採取権登録令の一部を改正する政令（令和４年政令第 369 号。以下「一部改正令」という。）により登録令の一部改正がされた。

これを受け、令和５年４月１日に施行される一部改正令の施行に伴い、登録規則について、所要の改正を行う必要がある。

１のとおり、登録規則は登記令及び登記規則と同様の規定が措置されているものであることから、登記法の一部改正を受けた登記令及び登記規則の改正と同様の改正を行う。

３　改正の概要

(1) 第 19 条関係

登録原因を証する書面を提出することを要しない事由を定める登録規則第 19 条第３項について、登録令第 31 条の２の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合を加える。

(2) 第 55 条の２関係

登録令第 32 条第２項に規定する相当の調査が行われたと認められる具体的な方法を定める。

(3) 第 73 条関係

登録令第 31 条の２の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合に、農林水産大臣が当該登録の登録名義人であった者に対して登録が完了した旨を通知しなければならない旨を定める。

(4) 第 78 条関係

登録令第 66 条第４項又は第５項の規定により樹木採取区図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をする場合における請求書の内容等を定める。

(5) 別表第２関係

登録令第 32 条の２の規定による申請をする場合に必要な添付書面の規定を加える改正を行うとともに、技術的事項に関する所要の改正を行う。

４　施行期日

令和５年４月１日